

9 退去するときは

■退去届の提出

住宅を退去されるときは、おそくとも退去予定の5日前までに、印鑑、入居名義人の預金通帳を持参のうえ「県営住宅退去届」を公社等窓口または専任管理人事務所にご提出ください。

■原状回復義務

退去の際には、次に入居する方の立場にたつて、入居当時の状態のように修繕・修復してください。

なお、畳の表替え、ふすまの張替え、ならびに壁の塗装、クロスの張り替えなどの補修は、入居期間の長短にかかわらず、原則として入居者に負担していただきます。



■住宅の検査

退去の際には、入居者立会のうえ公社等の職員から退去検査（補修費精算）を受けて、修繕の必要な箇所について指示をうけてください。

なお、修繕業者の紹介をご希望の方は、公社等へお問い合わせください。

■電気・ガス・水道などの精算

電気・ガス・水道などの公共料金の精算は、退去される方で自身が、それぞれの営業所へ連絡して精算をすませてください。

■カギの返還

退去検査の終了時には、入居の際お渡ししたカギ(3本)を全部そろえて、公社等へお返しく下さい。



■敷金の返還

入居時に納入いただいた敷金は全額返還します。ただし、退去されるとき家賃の未納等がある場合には、これを差し引いた残額を返還することになります。

なお敷金の返還に際しては、次のものが必要です。

- ①敷金還付請求書
- ②名義人の口座が確認できるもの
(返還は口座振替になります)
- ③名義人死亡により退去される方は、別途提出書類が必要です。

手続きにしばらく時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

■無断退去

無届けで退去した場合は、退去届が出されるまでの間は入居中とみなして入居者または連帯保証人に家賃を請求することになります。